

鳥取県教育委員会告示第24号

平成20年度鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児の募集を、次の要項により実施する。

平成19年11月20日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成20年度鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項

(鳥取県立鳥取聾学校、鳥取県立皆生養護学校)

- 1 鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校(以下「ひまわり分校」という。)幼稚部
 - (1) 募集幼児
 - ア 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに出生した幼児(以下この項において「5歳児」という。)(単一障害学級及び重複障害学級)
 - イ 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに出生した幼児(以下この項において「4歳児」という。)(単一障害学級及び重複障害学級)
 - ウ 平成16年4月2日から平成17年4月1日までに出生した幼児(以下この項において「3歳児」という。)(単一障害学級及び重複障害学級)
 - (2) 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、単一障害学級にあつては聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあつては聴覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。
 - (3) 出願方法
 - ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム(測定したものが無い場合には、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。)を添えて鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に持参し、又は郵送しなければならない。なお、郵送による場合には、あて名を記載し、80円切手をはり付けた返信用封筒を同封すること。
 - イ 出願期間及び受付場所
 - (ア) 出願期間
 - a 平成20年2月20日(水)から同月22日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
 - b 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
 - (イ) 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校
 - ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、審査の上、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。
 - (4) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。
 - (5) 面接の日程等
 - ア 日時 平成20年3月6日(木) 午前9時30分から午前11時30分まで
 - イ 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校
 - ウ 内容
 - (ア) 幼児との面接
 - (イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校又はひまわり分校において、平成20年1月11日（金）から交付する。

ウ 幼児の募集に関し不明な事項は、次の特別支援学校に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取聾学校	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031	0857-27-8606
ひまわり分校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-1	0859-23-2810	0859-23-2813

2 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）幼稚部

(1) 募集幼児

ア 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに出生した幼児（以下この項において「5歳児」という。）
（単一障害学級及び重複障害学級）

イ 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに出生した幼児（以下この項において「4歳児」という。）
（単一障害学級及び重複障害学級）

(2) 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、単一障害学級にあつては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度のも
のとし、重複障害学級にあつては肢体不自由の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するも
のとする。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校長（以下「皆生養護学校長」という。）に持参し、又
は郵送しなければならない。なお、郵送による場合には、あて名を記載し、80円切手をはり付けた返信用封
筒を同封すること。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成20年2月20日（水）から同月22日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消
印のあるものに限り、受け付ける。

b 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(イ) 受付場所 皆生養護学校

ウ その他

皆生養護学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、審査の上、面接の日程等の必要事項を入学志
願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成20年3月6日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所 皆生養護学校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接及び行動観察

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成20年3月14日（金）正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校において、平成20年1月22日（火）から交付する。

ウ 幼児の募集に関し不明な事項は、次に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
皆生養護学校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-4	0859-22-6571	0859-38-3485